

新たに令和4年度住民税が非課税となった世帯に対して 臨時特別給付金の確認書(申請書)を送付します

令和4年2月から、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給しています。今般、令和4年度課税情報を活用し、「プッシュ型」で確認書(申請書)を送付することにより、対象世帯への支給を促進します。

1 令和4年度住民税非課税世帯への確認書(申請書)発送

令和4年6月1日時点で横浜市に住民登録があり、新たに世帯全員の令和4年度の住民税均等割*が非課税となった世帯(約34,000世帯)に対し、令和4年7月15日以降、順次「確認書(申請書)」を送付し、申請受付を開始します。

なお、令和3年12月11日以降に横浜市外から転入してきた世帯員がいる世帯は、他都市での支給状況や課税状況が把握できないため、申請が必要です。

*令和3年1月1日から令和3年12月31日の収入に基づいて課税されます。

※ 今回の給付は、すでに本給付を受けている世帯に再度支給するものではありません。

2 申請期限の延長

住民税非課税世帯の申請期限を1か月延長し、**令和4年10月31日必着**とします。
ただし、家計急変世帯の申請期限は従前どおり、令和4年9月30日必着とします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業概要

令和3年度住民税非課税世帯及び令和4年1月以降の家計急変世帯の申請も、引き続き受け付けています。

世帯の状況により、必要な手続きが異なります。

(1) 対象世帯

① 住民税非課税世帯

世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯

令和3年1月1日以前から横浜市に住民登録があり、令和3年度の住民税均等割非課税の世帯に対しては、2月中旬に「確認書(申請書)」を送付しています。

申請期限：令和4年10月31日必着

② 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

「申請書(家計急変世帯用)」を取得し、必要書類を添付して申請してください。

申請期限：令和4年9月30日必着

【裏面あり】

(2) 申請書の取得方法

区役所申請サポート窓口等にて配布、または、市ウェブページでダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

(3) 申請方法等に関する問合せ先

① 横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）

※ 3者通話による外国語対応を行います。（英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語）

受付時間：午前9時から午後7時まで（平日のみ）

FAX 番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）

メールアドレス：support@yokohama-kyufu.jp

※ メールでのお問合せは回答まで時間がかかる場合があります。

② 申請サポート窓口

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日のみ）

※正午から午後1時は休止します。

※詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

【横浜市における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

お問合せ先

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当課長 加藤 久雄 Tel 045-671-4754